

3枚ずらして書小印

株式売買契約書

売主である **日本太郎** を甲とし、買主である **神奈川一郎** を乙として、
甲乙間で次のとおり売買契約を締結する。

(合意)

平成24年10月31日
(上場最終日)の
本株価 750円を
記入例としておきます。

第1条 甲は、その所有する後記目録記載の株式会社 ECI (以下「丙」という) の発行
する普通株式 **10** 株 (以下「本件株式」という) を金 **7,500** 円
(1株 **750**円) で乙に売り渡し、乙は買い受ける。

(代金支払)

第2条 乙は甲に対して、平成 **24**年 **12**月 **7**日に、代金全額を本件株式と引き換え
に、現金または銀行振込にて支払う。全額支払日を譲渡日とする。

(甲の表明)

第3条 甲は乙に対し、本契約日及び譲渡日において、次の事項を表明し、保証する。

- (1) 甲による本契約の締結および履行に関し、本契約で定める場合を除き、官公
庁その他の第三者の許認可・承諾などが要求されることはなく、かつ法令、規
則、通達もしくは甲または丙が拘束される第三者との契約に違反するものでな
いこと。
- (2) 本件株式は、いずれも適法かつ有効に発行されたものであること。
- (3) 甲は、本件株式の全部についての完全な権利者であり、丙の株主名簿に記載
される株主であること。
- (4) 本件株式には、質権や譲渡担保権などの担保権は設定されておらず、その他
の何らの負担も存しないこと。

(乙の表明)

第4条 乙は、本契約日及び譲渡日において、次の事項を表明し、保証する。

- (1) 乙による本契約の締結および履行に関し、本契約で定める場合を除き、官公
庁その他の第三者の許認可・承諾などが要求されることはなく、かつ法令、規
則、通達もしくは甲または丙が拘束される第三者との契約に違反するものでな
いこと。

(賠償)

第5条 甲または乙は、自己について、上記に定める表明及び保証に違反が存した場
合には、それによって相手方が被った被害、損失、費用などを相手方に賠償しな

3枚ずらして捺印

なければならない。

(秘密保持義務)

第6条 甲及び乙は、丙に関し、本契約の交渉過程、買収監査の過程、契約履行過程を通して相手方より開示された情報、本契約の存在及び内容を本契約締結後10年間は、公認会計士、弁護士以外の第三者に対して開示してはならない。

(合意管轄)

第7条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自署名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年12月1日

甲 住所 川崎市幸区堀川町580-16

氏名 日本太郎 (甲印)

乙 住所 川崎市幸区堀川町580-17

氏名 神奈川一郎 (乙印)



目 録

商号

株式会社 ECI

本店所在地

川崎市幸区堀川町580-19

川崎テックセンタービル1F

代表取締役

代表取締役社長 鈴木幹雄

発行済株式総数

251,310株

平成17年3月29日から平成24年10月31日まで

名古屋証券取引所（セントレックス）に上場

平成24年11月1日以降 上場廃止